

滋賀県立大学図書情報センター電子情報メディア利用細則

平成 7 年 10 月 3 日滋賀県立大学細則第 3 号

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、滋賀県立大学図書情報センター利用規程第 9 条に基づき、図書情報センター(以下「センター」という。)が整備する電子情報メディアの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用手続き)

第 2 条 利用者は、電子情報メディアを利用しようとするときは、必要に応じて所定の利用手続きをしなければならない。

(基本サービス)

第 3 条 電子情報メディアの利用に関する基本サービスは、次のとおりとする。

- (1) 情報処理教育および学術研究の支援
- (2) 情報閲覧
- (3) ネットワーク利用

(教育・研究支援)

第 4 条 利用者は、情報処理教育および学術研究のため、所定の端末機を利用して情報閲覧することができる。

(情報閲覧)

第 5 条 利用者は、教育および研究活動に必要があるとき、所定の端末機を自由に利用することができる。

2 学外データベースを利用しての情報検索は、図書情報センター長(以下「センター長」という。)が別に定める利用者に限るものとする。

(ネットワーク利用)

第 6 条 利用者は、所定の利用手続きを経て、ネットワークを利用することができる。

2 利用者は、前項の利用に際しては、ネットワーク上の迷惑とならないよう、マナーの遵守およびプライバシーの保護に努めなければならない。

(委 任)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、図書情報センター運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

付 則

この細則は、平成 7 年 10 月 3 日から施行する。